

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 20 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 8 月 18 日(金) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第20回委員会議事録

1. 開催日時 令5年8月18日(金) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞一(会長、議長)
阿部 貴史
藤本 昭夫
齋藤 信二
須川 直樹
渡邊 英敏
疋田 一則
山本 勇
濱田 貴史
阿部 義広
森崎 真吾
山尾 和久
本庄 新
小野 裕佳
- 欠席委員 清家 皆一
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主査
- 農林水産部 高野審議監
- 漁業管理課 大屋課長、甲斐主任
- 水産振興課 大塚課長、堤課長補佐、上田技師
- 臨席者 東部振興局 都留主幹、中部振興局 竹下主幹、北部振興局 三ヶ尻主幹
4. 議事録署名委員 齋藤信二、濱田貴史
5. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について

- 審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第2号議案 伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について
- 審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第3号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した
- 第4号議案 漁業権一斉切替えに伴う区画漁業の免許について
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した
- 第5号議案 海区漁場計画の変更について
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した
- 第6号議案 漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

- 事務局長 それではただいまから、第22期第20回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の倉橋です。よろしく願いいたします。
- はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中、14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。
- それでは、はじめに高野農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

- 事務局長 ありがとうございます。
- 高野審議監につきましては、業務重複のためここで退席します。
- 議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日は、資料をタブレットで用意しております。
- タブレットの画面に、議案書があります。ご確認ください。紙

の資料が必要な方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。齋藤委員と濱田委員にお願いいたします。
それでは議事に入ります。
第1号議案の「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の3ページをご覧ください。
第1号議案「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」ご説明します。
大分県豊前海アサリ資源復活に向けた方針に基づく漁獲努力量の削減措置等に関する公的担保措置として発出している委員会指示の有効期間が、本年9月30日で終了することに伴い、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、令和5年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。
4ページは大分県漁業協同組合長から当委員会会長あての要望書の写しです。
要望内容は、記以下に記載しており、1点目は採捕できる期間の制限、そして、2点目は採捕できるサイズの制限です。3点目は、試験研究等のための適用除外についてです。
それでは、委員会指示の内容についてご説明いたします。1点目は採捕期間の制限です。
次の5ページをご覧ください。委員会指示案、告示第11号を掲載しています。
「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。」としていまして、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」と試験研究の適用除外について規定しています。
漢数字の一、禁止区域を記載していますが、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域というのが、共同漁業権の共第1号の区域でございます。7ページをご覧ください。共第1号の図面を載せております。
5ページに戻りまして、漢数字の二の禁止期間等につきましては、密漁防止のため令和5年10月1日から令和6年9月30日

までの間は日没から日の出まで、つまり、周年、夜間の採捕を禁止することとなっています。また、ただし書きで10月16日から10月31日までの間は産卵期の保護を目的に終日採捕禁止としています。

次に、2点目は、殻長3センチメートル以下のアサリの採捕を禁止するものです。6ページに委員会指示案、告示第12号を掲載しています。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりかく長3センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。」としていまして、ただし書きについては、先ほどと同じです。

漁業調整規則第42条の殻長制限は2.5センチメートルでございますが、それよりも大きいサイズの3センチメートル以下の採捕を禁止するものです。

漢数字の一の禁止区域は、先ほどと同じ共同漁業権の共第1号の区域です。漢数字の二の禁止期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとしています。

8ページから10ページには大分県漁協が作成した「大分県豊前海アサリ資源復活に向けた方針」を掲載しています。

また、10ページの下の方には、大分県のアサリの漁獲量の推移を参考に載せています。近年は極めて低い水準で推移しております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第1号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

漁獲量を見ると資源の回復がみられていませんが、特にご意見ありませんか。

ご意見もないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に第2号議案の「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の11ページをご覧ください。

第2号議案「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」説明します。

伊予灘では、大分、愛媛、山口3県の共通海域等について定め

た「伊予灘における漁業に関する協定」が平成20年9月1日付けで発効しましたが、たちうお浮きはえなわ漁業については大分県のみが操業していたことから、協議の結果、操業を一部制限することとなり、その公的担保措置として大分海区漁業調整委員会指示を発出してきているところです。その有効期間が本年9月30日で終了することから、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったため、令和5年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

タチウオ浮きはえ縄は、長さが4千メートルから6千メートルと非常に長く、海面上を広く占有するため、他の漁業の障害となります。

このため、山口県（内海、浮きはえなわ）では平成元年から、愛媛県（たちうお浮きはえなわ）では昭和50年から委員会指示により禁止しているところです。

委員会指示の内容についてですが、12ページの伊予灘協定発効に向けた調整内容の合意事項及び担保措置方法をご覧ください。

中段の太枠の中のアンダーラインの部分が、タチウオ浮きはえ縄漁業の制限内容です。

1点目は、上段の波線を引いている部分が該当部分ですが、東部海域での操業は、平成25年1月1日以降禁止するという項目です。

2点目は、下段の②、同じく波線を引いている部分が該当部分ですが、当該海域の以西の協定海域を含め山口・愛媛両県距岸10キロメートル以内の操業を禁止するという項目です。

なお、①については、東部海域での平成25年1月1日までの暫定措置であり、その後は先ほどの上段の東部海域の全面禁止措置へ移行しています。これらの制限について大分海区漁業調整委員会指示で担保することで合意されたものです。

13ページをご覧ください。伊予灘協定海域内の赤く塗った海域がタチウオ浮きはえ縄漁業の操業禁止区域です。

14ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しです。

また、16ページは委員会指示案を載せておりまして、告示第13号となります。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。」としておりまして、漢数字の一は先ほどの赤く塗った海域、禁止区域について記載しています。

二の禁止期間については、令和5年10月1日から翌年9月30日までとするものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第2号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

他にご意見もないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を发出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を发出することといたします。

次に、第3号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の17ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、うなぎ稚魚漁業及びいぼだい建網漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

18ページが知事からの諮問文です。

次の19ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」です。今回公示を行う2件について、表の形にしております。

はじめに、表の上段「うなぎ稚魚漁業」です。この漁業は、海面又は内水面において、夜間に灯火で水面を照らしながら、すくい網によりうなぎ稚魚を採捕する漁業で、漁獲対象種は「全長13センチメートル以下のうなぎの稚魚」です。

今回公示することとなった背景は、令和2年の法改正に伴うものですが、詳細は後ほどご説明します。

次に、表の下段別府湾海域における「いぼだい建網漁業」です。これは固定式刺し網漁業の一種で、魚の通り道に張った帯状の網を海底に固定して魚をとる漁業で、主な漁獲対象魚種は「いぼだい」です。

表の下をご覧ください。いぼだい建網漁業の許可については、今回より他の許可と同様の5年間の許可に変更するという事です。例年、この許可は別府湾において漁業時期である11月～12月に限定した2ヶ月の短期間で許可しておりました。しかし、昨年度許可を受けた漁業者の数は7人と少なく、漁業調整上のトラブルも起きておりません。また、漁業者からも他の許可と同様の5年間の許可とするよう要望が出されているところです。次の20ページをご覧ください。大分県漁業協同組合及び別府湾地区漁業運営委員長会の要望書ですのでご確認ください。

前の19ページにお戻りください。こうしたことから、県は5年間の許可としても問題ないという判断をしており、今回の許可より変更したいとのことです。

以上が、今回公示する予定の漁業の概要です。

本件公示の制限措置の内容については、実際の公示案により説明しますが、その前に「うなぎ稚魚漁業」に関し、うなぎの稚魚の採捕について、従来の制度と今回から知事許可漁業となった背景をご説明します。21ページをご覧ください。

まず、「I 大分県漁業調整規則」についてです。大分県漁業調整規則では第42条において全長20cm以下のうなぎの採捕を周年禁止しています。一方で、第50条において試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕については許可するようにしています。この許可を特別採捕許可といいます。

続いて、「II 特別採捕許可による全長20cm以下のうなぎの採捕」ですが、「1 許可対象者」は、①農林水産大臣による指定養殖業の許可を受けたうなぎ養殖業者、②うなぎ養殖業者と需給契約を締結した内水面漁業協同組合、③増殖事業を行う内水面漁業協同組合です。令和5年漁期の実績は、①が8件、②が2件、③が1件となっています。

「2 漁具」はすくい網のみとしています。

「3 採捕区域」は、うなぎ養殖業者と内水面漁業協同組合で分かれております。うなぎ養殖業者の採捕区域については「図1. うなぎ養殖業者の採捕区域」をご覧ください。第1区域は図の青色の範囲、第2区域は図の黄色の範囲、第3区域は図の緑色の範囲の地先海面及びこれに流入する漁業権のない河川です。

一方、内水面漁業協同組合の採捕区域は、うなぎの稚魚を採捕しようとする漁業協同組合が有する共同漁業権内です。

22ページをご覧ください。「4 採捕期間」は、養殖用種苗

の採捕については、1月15日から4月25日までです。この期間は、水産庁の指導に基づいて定められている期間内となっています。一方、放流用種苗については、2月1日から4月25日までの間で申請者の設定する連続した60日間としています。うなぎの稚魚は12月から1月に遡上してくるものに比べて、2月以降に遡上してくるものは小型で生き残る確率が低いとされていることから、この時期に限定して採捕を認め、一時的に育成し、大きくしてから放流するためのものです。

続いて、「III 知事許可漁業への移行」ですが、うなぎの稚魚は、資源の減少に伴い非常に高い価格で取引されるため、密漁防止の観点から、改正漁業法において新設された特定水産動植物に指定されています。この指定は3年間の猶予期間を経て令和5年12月1日に施行されることとされており、それ以降うなぎの稚魚は原則採捕が禁止されることとなります。違反した場合、3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金という漁業法の最高刑罰が適用されることとなります。

なお、特定水産動植物の採捕禁止を適用しない場合として、「ア）漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合」、「イ）漁業権又は組合員行使権を有する者がその権利に基づき漁業を営む場合」、「ウ）農林水産省令による試験研究・教育実習目的の許可を受けて採捕する場合」と定められています。

このように特定水産動植物に指定されたことから、特別採捕許可ではうなぎの稚魚の採捕を許可できなくなっていました。そこで当県では、先程説明した「ア）漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合」により採捕を可能とするため、知事許可として「うなぎ稚魚漁業」を新たに規定しました。この規定が令和5年9月1日に施行されることから、従来の特別採捕許可から、基本の内容は変えずに、知事許可漁業に移行するものです。以上が、従来の制度と知事許可漁業となった背景です。

続いて、本件公示の制限措置の内容ですが、実際の公示案により説明します。

次の23ページをご覧ください。今回新たに定めるうなぎ稚魚漁業の制限措置です。なお、次の24ページの下から2つの段ですが、番号15-2-1及び15-3-1は、内水面における採捕に関する制限措置であり、内水面漁場管理委員会の審議事項ですので、説明は省略します。

前の23ページにお戻りください。本日は海面における採捕に関する15-1-1から15-1-4までの制限措置についてご審議いただきます。

この許可につきましては、最初に表の一番上の段を例に説明します。一番左の「番号」は整理番号で、「15-1-1」です。

その右の欄の「漁業種類」は「うなぎ稚魚漁業」で、その右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」、「船舶の総トン数」、「推進機関の馬力数」については、全て制限を設けないため「定めなし」です。

さらに右の欄の「操業区域」は、中津市から豊後高田市に至る間の地先及びこれに接続する河川のうち、河川に設定される共同漁業権の漁場区域を除いた区域です。21ページをご覧ください。「図1. うなぎ養殖業者の採捕区域」に従来の採捕区域を掲載していますが、この第1区域と同じ区域です。

23ページにお戻りください。続いて、その右の欄の「漁業時期」は「1月15日から4月30日まで」で、例年水産庁から示される技術的助言に基づいて、この漁業時期の中で、実際に採捕することができる期間を許可の条件として定めます。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、(1)及び(2)に該当する者としており、(1)は内水面漁業の振興に関する法律に基づく指定養殖業の許可を有し、にほんうなぎの池入割当量を有する者、(2)は令和5年における養殖用うなぎ種苗に関する特別採捕許可に基づく採捕実績を有している者を指します。なお、ただし書きにもあるように、特別採捕許可に基づく採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継した者も、許可を受ける資格を有することになります。

一番右の欄の申請期間については、後ほど説明します。

表の上から2段目の「15-1-2」及び3段目「15-1-3」は、操業区域のみ異なります。21ページをご覧ください。「図1. うなぎ養殖業者の採捕区域」のうち、「15-1-2」の操業区域は第2区域と、「15-1-3」の操業区域は第3区域とそれぞれ同じです。

次に24ページをご覧ください。表の一番上の段の「15-1-4」についてですが、こちらの許可は、養殖規模の大きな養殖業者を対象とした許可です。右から二番目の「漁業を営む者の資格」をご覧ください。この中で(1)に記載されている「養殖池の総面積が10,000平方メートルを超える」養殖業者が対象となっています。「操業区域」の欄をご覧ください。規模の大きな養殖業者が対象ということから、操業区域も他の許可よりも広く、15-1-1の区域と15-1-2の区域を合わせた区域となっており、文言で表すと記載のとおりです。「操業区域」及び「漁業を営む者の資格」以外の項目は、15-1-1から15-1-3の内容と同じです。

このように、いずれの許可についても、従来の特別採捕許可における内容と同じ内容となるように制限措置が定められています。

「うなぎ稚魚漁業」については以上となります。

続いて、次の25ページをご覧ください。「固定式刺し網漁業」です。一番左の欄の「番号」は「9-3-6」です。その右の欄の「漁業種類」は、「いぼだい建網漁業」で、その右の欄から具体的な制限措置の内容です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、当該漁業は、県が許可をする船舶等の数を制限する漁業ではないため、「定めなし」としています。その右の欄の「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」も同様に、制限を定めなため「定めなし」としています。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、次の26ページに図面を掲載していますので、ご覧ください。図は別府湾を示しており、イロハニで囲まれた水色の区域が操業区域です。

前の25ページにお戻りください。表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「11月1日から12月31日」までの2ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「杵築市（山香町及び大田を除く。）、速見郡日出町、別府市又は大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。）に住所を有する者」です。申請期間については、次の項目で改めて説明しますので、「固定式刺し網漁業」については以上となります。

続いて27ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年とします。今回説明した2件については、いずれも後者に該当するため、申請期間は周年となっています。申請期間については以上です。

次に、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項に規定されており、「うなぎ稚魚漁業」は1年間、「いぼだい建網漁業」は5年間とされています。一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。今回は「いぼだい建網漁業」において、その有効期間を短縮したいとされています。冒頭にご説明したとおり、この許可は今回から5年間の許可としますが、すでに許可されている同種の固定式刺し網漁業の許可の有効期間が全て令和9年8月31日までとなっているため、そこに合わせて約3年9ヶ月

月に短縮するものです。知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありました。第3号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

正田委員 うなぎの採捕についてですが、稚魚の輸入量の規制とかはあるのでしょうか。

事務局次長 日本の養殖に使用するうなぎ稚魚の池入れ総量の上限が21.7tと決まっていますので、その枠内の輸入量ということになります。

正田委員 わかりました。

議長 これまでの特別採捕許可から知事許可漁業になるということですが、今までの稚魚の漁獲量はどれくらいでしょうか。

事務局次長 当県の採捕状況ですが、許可の枠の上限は77kgです。それに対し、令和元年が19kg弱、令和2年が68kg、令和3年が51kg、令和4年が35kg弱、今年が17kgです。
許可の上限に対して近いときもありますが、まだ余裕がある年が多いです。

議長 漁獲の実績は提出させるのですか。

事務局次長 許可の条件で報告を義務づけるようになります。

正田委員 完全養殖についてはどうなっているのでしょうか。

大塚課長 完全養殖については、公的機関や民間企業がこぞって技術開発をしている状況です。最近新聞で話題になったのが、大分の山田水産が鹿児島で生産手法を開発している件ですが、まだ1匹育てるのに3,000円程度かかるということです。事業化して、完全養殖のうなぎが食卓にあがるまではまだ時間がかかります。

議長 いぼだいの方で何かありませんか。

他にご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

次に第4号議案の「漁業権一斉切替えに伴う区画漁業の免許について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の28ページをご覧ください。第4号議案「漁業権の一斉切替えに伴う区画漁業の免許について」です。

漁業権一斉切替えに伴い、区画漁業権の免許をするに当たり、漁業法第70条の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。

次の29ページをご覧ください。知事からの諮問文です。次の30ページをご覧ください。漁業権の一斉切替えにつきましては、昨年度漁場計画の説明を行って以来となりますので、再度概要を説明します。本県では現在、共同漁業権81件、真珠養殖を除いた区画漁業権が148件、真珠養殖に関する区画漁業権が16件、定置漁業権が2件の計247件の漁業権が免許されています。これら全ての存続期間が、令和5年度末までに順次満了するため、次期免許に向けた手続を行うものです。各漁業権の存続期間は下の青色の四角で囲まれた中に記載のとおりで、今回は令和5年8月31日にその存続期間が満了する真珠養殖業を除いた区画漁業権の免許に関する諮問です。

続いて、「2. 免許の手続について」をご覧ください。免許の流れを図で示したものです。昨年度の1月27日に海区漁場計画の内容に関する諮問を受け、1ヶ月後の2月20日付で本委員会より「異議なし」とする旨の答申を出しました。その後、4月25日付の大分県報にて海区漁場計画は告示され、その後県が免許の申請を受け付けたところです。

続いて、「3. 今回の諮問について」をご覧ください。漁業法第70条の規定に基づき、知事は、漁業権の免許申請があったときは、本委員会の意見を聴かなければなりません。これは、県が漁業権の免許にあたり恣意的な判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないように、本委員会にも確認の機会を確保するためのものです。本日の委員会にて、申請者の適格性を審査し、承認されれば、9月1日付での免許がされる予定です。一斉切替えの概要に関する説明は以上です。

次の31ページをご覧ください。今回の申請状況を表にまとめたものです。区画漁業権には、漁業協同組合が漁業権者となる団体漁業権と、個別の経営体が漁業権者となる個別漁業権があります。上段の団体漁業権については、海区漁場計画にて告示した全

ての漁業権に対し申請がされました。件数は計130件で、全て大分県漁業協同組合からの申請です。

下段の個別漁業権について、こちらも海区漁場計画にて告示した全ての漁業権に対し申請がされました。件数は2件で、いずれも現行の漁業権者からの申請でした。以上が申請の状況です。

次の32ページをご覧ください。「5. 免許を受けることができる者について」です。漁業権の免許の基準については、漁業法第71条第1項において「免許をしない場合」が定められており、これに該当しない場合に免許を受けることができます。具体的には、「免許についての適格性を有する者でないとき」「漁場計画と異なる内容の申請があったとき」「漁業権の不当な集中となるとき」「漁場の敷地が他人の所有であり、その同意がないとき」です。これらのうちいずれか1つでも該当する場合は、知事は免許を行ってはなりません。

続いて、免許についての適格性について説明します。団体漁業権の場合、まず、「漁業権の関係地区をその地区内に含むこと」が必要です。次に、類似漁業権、いわゆる継続の漁業権とそれ以外の漁業権とで適格性に違いがあります。類似漁業権の場合、「関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」、新規等の類似漁業権以外の場合は、「関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」がそれぞれ免許についての適格性と規定されています。これらを踏まえ、まずは団体漁業権における免許についての適格性の確認に入ります。

次の33ページをご覧ください。こちらの資料は、漁場計画番号ごとに、左から漁場計画番号、免許申請者、支店、漁業種類、漁業の名称、手続、欠格要件、免許についての適格性、競願の有無を一覧表形式で整理したものです。今回は、こちらのページから39ページまで記載している130件の漁業権について、大分県漁業協同組合から申請がありました。

まず、手続き上の要件ですが、漁業協同組合が漁業権を取得しようとするときは、水産業協同組合法第50条の規定により、「総組合員の半分以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要」です。表の中ほどの「手続」欄をご覧ください。大分県漁協の総会議事録により各区画の漁業権取得の議案の議決の状況を確認し、まとめたものです。いずれの区画についても、水協法第50条の規定による特別議決を経ていることを漁業管理課で確認しています。

続いて、欠格要件についての審査です。まず、申請内容について、今回の申請において、告示した海区漁場計画の内容と異なる内容での申請はありませんでした。次に、漁業権の不当な集中についてですが、ここでいう「不当な集中」かどうかは、他の申請

者の状況や申請者の経営内容等を総合判断して決めるものとされます。団体漁業権は、漁業協同組合が免許を受けて各地区の漁業者がその権利を行使するものであり、申請が全てひとつの漁業協同組合であっても、実際に漁業を営む者は各漁業者であることから、「不当な集中」に該当しないという判断がされています。欠格要件の最後、漁場の敷地に関するものですが、申請のあった漁業権について、他人の所有に属するとされる水面は確認されませんでした。よって、全て「該当なし」として斜線を引いております。以上より、欠格要件に該当する申請はありませんでした。

続いて、免許についての適格性の審査です。まず、関係地区について、大分県漁業協同組合は県内全ての沿岸地区をその地区に含んでいるため、要件を満たします。

次に、類似漁業権において「関係地区内に住み、当該漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」について、提出された該当者の名簿による確認と市町村による居住確認を行った結果、すべての漁業権において要件を満たしておりました。確認した世帯数を表中に記載しています。また、34ページ、37ページ、38ページにある新規漁場6件については「関係地区内に住み、90日以上沿岸漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」について、同様の確認を行った結果、すべての漁業権において要件を満たしておりました。以上のことから、団体漁業権についての申請者である大分県漁業協同組合は免許についての適格性ありといえます。なお、競願はありませんでしたので、優劣を決める審査はありません。以上が団体漁業権に関する適格性の審査です。

32ページにお戻りください。個別漁業権の免許についての適格性は、表の右側に記載の4項目に該当しない者が免許を受けることができます。

1つ目が、漁業関係法令または労働関係法令を遵守する見込みがない者であること。

2つ目が、暴力団員等であること。

3つ目が、上記2項目について、法人の場合はその役員または使用人が該当すること。

4つ目が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることです。今回申請のあった2者について、先ほどの欠格要件に加え、以上4項目に該当しないことの確認を行いました。

40ページをご覧ください。個別漁業権毎に適格性を整理したものです。申請者は、上段の区第770号、国見地区の貝類養殖業は「くにさき漁業合同会社」、下段の区第870号、姫島地区のくるまえび養殖業は「姫島車えび養殖株式会社」です。欠格要件から確認します。今回の2件の申請は、いずれも海区漁場計画の内容と異なるものではなく、それぞれ異なる申請者からの申請

であるため、第2号及び第3号の欠格要件には該当しません。また、2件の漁場において、他人の所有に属するとされる水面は確認されませんでした。よって、全て「該当なし」として斜線を引いております。以上より、いずれの申請も欠格要件には該当しません。

続いて、免許についての適格性ですが、申請者は法人であるため、その役員についての審査となっています。まず、法令遵守について、県が各法人の役員の本籍地の市町村に照会して確認したところ、いずれも過去に漁業関係又は労働関係法令に違反した事実はない旨回答がありました。また、このほかにそれぞれの申請者がこれらに該当すると認めるべき事情は確認されていません。

次に、暴力団関係者でないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことの確認のため、こちらも各法人の役員について大分県警察本部組織犯罪対策課に照会して確認したところ、いずれも該当なしとの回答がありました。また、免許の競願はありません。

したがって、個別漁業権2件の申請についても、適格性の問題はありませぬ。以上が、個別漁業権に関する適格性の審査です。

以上のことから、今回申請のあった大分県漁業協同組合、くにさき漁業合同会社及び姫島車えび養殖株式会社に対して免許をすることは妥当であり、この委員会で特段意見が出ない場合には、令和5年9月1日付で各申請者に免許することとなります。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

正田委員 津久見支店の区画のことですが、まだ養殖を続けているようなのですが、津久見支店から新たな申請は出てないでしょうか。

事務局次長 今回、該当の区画については、漁場計画にそもそもはっていないので、当然申請はありません。

議長 団体漁業権では漁協しか出てない、個別漁業権も2者しか出てないということですね。

他にご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり

り異議のない旨知事に答申することといたします。

次に第5号議案の「海区漁場計画の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の41ページをご覧ください。漁業法第64条第8項において読み替えて準用する同条第4項の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。次の42ページが知事からの諮問文です。

次の43ページをご覧ください。本県の海区漁場計画については、共同漁業権、真珠養殖業以外の区画漁業権及び定置漁業権の一斉切替えに合わせ、本委員会の審議を経たうえで、令和5年4月25日付で告示したところですが、しかし、真珠養殖業に関する区画漁業権は、その存続期間が満了するのが他の漁業権に比べて遅いことから、現行の免許内容にて告示されています。

真珠養殖業に関する区画漁業権の存続期間が、令和6年3月31日に満了することから、次期存続期間における免許の内容を反映させた海区漁場計画にしなければなりません。これが、今回の海区漁場計画の変更となります。

2の「免許までの流れ」をご覧ください。これは、真珠養殖業の免許についての流れです。大きな流れは、昨年度ご説明した漁業権の一斉切替と同じです。本日の委員会でお見せする海区漁場計画の変更案を作成するにあたり、先月、関係機関との協議及び利害関係人の意見聴取としてのパブリックコメントを実施しました。その右の四角が本日の委員会です。知事からの諮問を受け、委員会より答申を出します。この意見を踏まえ、県が10月末までに変更後の海区漁場計画を告示する予定です。その後、11月から12月を申請期間とし、申請内容を審査した後、先ほどの区画漁業権の議題のように、申請者の適格性に関する意見を求められる予定です。そこで承認されれば、令和6年4月1日付での免許となります。免許までの流れは以上となります。

次の44ページをご覧ください。先ほどご説明した、関係機関との協議及び利害関係人の意見聴取の結果をご説明します。

まず、関係機関協議ですが、これは海区漁場計画の内容が、関係法令との関係上支障がないものとなっているか確認するものです。大分海上保安部、関係市町村、県港湾課・河川課・水産振興課等に意見照会を行った結果、いずれも「意見なし」との回答を得ました。次に、利害関係人の意見聴取です。これは、漁業法第64条第1項の規定に基づき実施するもので、県はこの意見を踏まえて海区漁場計画の変更案を作成する必要があります。パブリックコメントとして広く意見を募りましたが、意見は提出されませんでした。よって、いずれも海区漁場計画には影響を及ぼさない結果となりました。

4の「海区漁場計画の内容について」をご覧ください。漁業法第63条第1項により、海区漁場計画は次の2つを満たすものでなければなりません。

まず、1つ目「海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと」です。これについては、先ほど説明した関係機関協議の結果より、問題ありません。

続いて2つ目の要件は「適切かつ有効に活用されている漁業権が、おおむね等しい漁業権として設定されていること。」です。

ここで、「適切かつ有効」と「おおむね等しい漁業権」の考え方をご説明します。資料中程の黄色の網掛け部分をご覧ください。まず、「適切かつ有効」についてですが、「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」をいいます。例としましては、「漁業関係法令を遵守しているか」、「漁場紛争への対応が誠実か」といった点がチェック項目となります。

「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」をいいます。例としましては、「漁場の全てを利用しているか」「操業可能な期間を相当程度利用しているか」といった点がチェック項目となります。

現在免許されている漁業権者が「適切かつ有効」に漁場を利用しているかどうか、真珠養殖の漁業権者に対してヒアリングを行いました。

次に、「おおむね等しい漁業権」についてです。「おおむね等しい」の範囲は、漁場の現況や利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を考慮して、現に免許を受けている漁業権者が従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断することとされています。例としましては、漁業種類の追加や漁場区域の変更がありますが、今回内容を変更するものではありません。

こうしたことを踏まえ、「適切かつ有効」に活用されているものは「継続」、そうでないものは「内容を見直して継続又は廃止」としております。

次の45ページをご覧ください。今回の一斉切替えによる件数の変動を整理した総括表です。黄色で網掛けをしているのが、真珠養殖業の件数です。現在16件の免許があり、今回の切替えで新規が1件追加、1件が廃止となるため、切替え後の件数は16件のまま変更ありません。また、内容変更を伴うものもありません。

次の46ページをご覧ください。真珠養殖業の一覧です。左から漁場の属する「地区」、免許番号を示す「番号」、「区分」、「漁場位置」、「関係地区」、「適切かつ有効について」となっ

ています。灰色の漁場は「廃止」、黄色の漁場は「新規」を示します。

先ほどご説明したとおり、漁場を適切かつ有効に活用しているものは「継続」、そうでないものは「廃止」となります。ほとんどの漁場において、適切かつ有効と判断され、色づけしていない漁場として「継続」となっています。

灰色の漁場をご覧ください。佐伯市鶴見にある区第3990号です。当該漁場での生産実績はなく、有効に活用しているとはいえないため、「適切かつ有効でない」と判断されました。また、漁業権者も当該漁場を継続する意思がないことから、廃止となっています。

黄色の漁場は新規の漁場となりますので、次ページ以降の地図を見ながら後ほど説明します。

次の47ページをご覧ください。漁業権の概略図です。色づけしているものが、真珠養殖業の区画漁業権であり、青色が「新規」、緑色が「継続」、赤色が「廃止」です。47ページは臼杵地区です。ここには5つの漁場があり、全て継続です。

次の48ページをご覧ください。津久見地区です。こちらは4つの漁場があり、全て継続です。

次の49ページをご覧ください。上浦地区です。こちらの漁場は1つで、継続です。

次の50ページをご覧ください。佐伯地区です。2つの漁場があり、いずれも継続です。

次の51ページをご覧ください。鶴見地区です。こちらは現在、赤と緑の4つの漁場があります。しかし、赤色の漁場は操業実態がないため廃止となり、これとは別に新たに青色の位置に漁場を設定します。これは、鶴見地区内の真珠養殖業者が規模拡大を要望したことから、設定するものです。

次の52ページをご覧ください。新たに設定する区第3994号の漁場図案です。場所は佐伯市鶴見大字羽出浦の地先です。防波堤の突端に基点を設け、そこから漁場を示す4点を「基点から何度何メートル」といった形で表しています。角度の表示は全て真方位です。各点の位置ですが、基点第1303号から見て、イの点は71度108メートル、ロの点は95度163メートル、ハの点は173度177メートル、ニの点は196度124メートルとなっています。

次の53ページをご覧ください。海区漁場計画の変更に関する告示案です。漢数字の一「海区漁場計画の変更内容」における全ての項目は「別表のとおり」となっていますので、後ほど別表にて確認します。

続いて漢数字の二「保全沿岸漁場に関する事項」は「該当なし」、漢数字の三「漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項」

は赤枠の箇所为本日の答申結果が記載されます。次の54ページをご覧ください。2の漁場図は「別図のとおり」となっておりますが、漁業管理課執務室にて縦覧に供されます。

次に、漢数字四「免許予定日」は、真珠養殖業の区画漁業権のみが対象で、現行免許の満了日が令和6年3月31日までですので、その翌日の、令和6年4月1日となっております。最後の漢数字五「申請期間」ですが、こちらは令和5年11月1日から12月25日までです。

次の55ページをご覧ください。先ほど「別表のとおり」とされていたものです。

一番先頭にある漁場計画番号区第2590号でご説明いたします。免許の内容についてですが、その中の一番左の「漁業の種類及び名称」は第1種区画漁業真珠養殖業です。「個別漁業権又は団体漁業権の別」は個別漁業権です。「漁業時期」は、1月1日から12月31日までの周年です。「漁場の位置」は臼杵市大字佐志生の地先としています。

その右の欄「漁場の区域」ですが、「区域」としてイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域と表示しております。このイ、ロ、ハ、ニの各点は、「区域」の右の欄の「点」の欄の基点第755号臼杵市大字佐志生字長浜大谷4751番地の2（一本松）の標識にあるような陸上の基点から、次の「点」を表示しています。例えば点イであれば、この基点第755号から保戸島遠見山頂上見通し線上100メートルの点というように見通し線とか方位とか距離で表示しています。点ロ、点ハ、点ニも同様に表しています。また、各点の位置については、参考値として緯度経度の座標も記載されております。

漁場の区域の右の欄にある「条件」は、1つが「海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること」、もう一つが「漁場面積千平方メートルあたり、成員は5千個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は五十個以内とする」と制限し、漁場の生育環境を保持します。

その右の欄の「関係地区」は、臼杵市大字佐志生としています。

さらに右の欄の「存続期間」は、漁業法第75条の規定により免許の日から10年間ですので、令和6年4月1日から令和16年3月31日までとなっております。

なお、「条件」及び「存続期間」の記載は、区第2591号以下すべて同様です。

真珠養殖業に関する区画漁業権の一斉切替えに伴う海区漁場計画の変更につきましては、以上です。なお、告示文案及び漁場計画の中の細かい文言につきましては、今後字句の訂正の必要が生

じた場合は、事務局において対応することについてご了承いただきたいと思ひます。

議 長 事務局から説明がありましたか、第5号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

他にご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第5号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

次に、第6号議案の「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」を審議いたします。その他①の「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。

事務局長 65ページをご覧ください。漁業権が設定された漁場の適切かつ有効な活用に向けて、漁業権者に対し必要な指導を行う必要があるため、漁業法第91条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。次の66ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

次に78ページをご覧ください。その他の①「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。漁業法第90条第1項の規定に基づき、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告が義務付けられております。この報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を海区漁業調整委員会へ報告することとなっているため、漁業法第90条第2項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。次の79ページをご覧ください。報告に係る鑑文です。

この報告と指導の内容は密接に関係していることから、今回併せて説明します。なお、同様の報告を令和5年3月の委員会にて報告しておりますが、その際臼杵地区からの報告が未提出でした。その後提出されたことを受け、今回該当箇所のみ報告及び指導について審議するものです。

67ページにお戻りください。まず、1の「法の規定」についてです。

漁業法の改正により、漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義務づけられました。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載してお

りますとおり、①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項と定められております。

また、漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、海区漁業調整委員会へ必要な報告をするものとしてされています。

次に、2の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年1月1日から12月31日までとしており、今回は令和4年1月1日から同年12月31日までの間の報告です。具体的な報告内容については、72ページ以降の一覧表で簡単に説明します。なお、先ほども申しましたが、今回は臼杵地区のみの報告となります。

72ページをご覧ください。これは、臼杵地区の報告内容を一覧表にまとめたものです。表の構成を説明しますと左から「免許番号」「支店名」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」で、最後に再度「免許番号」を記載しています。

右から2番目の「適切かつ有効の判断」の欄は、漁協が自己評価を行った結果と漁獲量を踏まえて判断しています。共同漁業権における漁獲量については、漁獲量が0の漁業種類があっても、組合員行使権を有する地元の漁業者がおり、資源管理の取組を行っている等、漁業権全体として見たときに、漁場管理の実態及び利用の可能性があれば「適切かつ有効」と判断しています。この欄において「×」がついているものは、操業実態が確認できないため、後ほど説明する指導の対象となります。

72ページから74ページまでは共同漁業権について、75ページは共同漁業権のうち、飼付・つきいそ漁業権について、76ページから77ページまでは区画漁業権についてとなっております。個々の内容に関する説明は省略しますが、お時間を少しとるので内容にお目通しください。

よろしいでしょうか。それでは説明に戻ります。

68ページをご覧ください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。一番下の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活

動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

これらを判断する際のチェック項目について、国の示したチェックシートを次の69ページに掲載しておりますが、3月にも同様の説明をしておりますので、内容については省略します。

前の68ページにお戻りください。漁業権者からの漁獲実績だけでは把握できない項目もありますので、漁業権者が先ほどの国のチェックシートに沿って自己評価した結果と合せて提出してもらい、操業実態等の確認を行ったところです。その結果、下線部のとおり、大分県漁業協同組合を漁業権者とする漁業権の一部において、操業実態のない漁業権が確認されました。

これらの漁場は「適切かつ有効」に利用されていると認めることができないことから改善に向け、必要な指導を行うこととしたとしております。

最後に、指導内容について説明します。71ページをご覧ください。「4 漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」です。

都道府県知事は、漁業権者が「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」又は「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」といった

「適切かつ有効」とは言えない状態にあると認めるときは、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するとされています。また、この指導を行うにあたり、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされています。

下の四角をご覧ください。今回は、区画漁業権について操業実績が確認できないものがあったため、「漁場を有効に活用し、漁業生産力の発展に向けた対策を講じること」とする指導が予定されております。

76ページをご覧ください。今回指導の対象となる漁業権を黄色で示しております。対象となる漁業権は全て区画漁業権で、件数は5件です。いずれも、左から5番目の漁獲量が0となっていることから、漁場を有効に活用していないという判断がされております。

なお、先ほどの一覧表の中には、こちらで示した漁業権以外にも漁獲量が0となっているものが4件あります。それらは、今年度行う漁業権の一斉切替えにおいて廃止となるため、指導は不要となっております。以上で、第6号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」とその他の「①漁業権

に係る資源管理の状況等の報告について」の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

報告が遅れていた臼杵管内の分だけですね。指導が必要な漁業権については、改善されるかどうか1年間経過を見るわけですか。

事務局長 そうです。今回指導段階ですが、指導後も有効利用がされていないと判断された場合は、勧告や取り消しも可能です。まずは指導をしてからですが、いずれについても、手続きは、この海区の委員会にて審議することになります。

議長 他にご意見ありませんか。ないようですので、第6号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第6号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

これで議案については全て終了しました。

次にその他の報告事項ですが、①については、先ほど第6号議案の中で説明しましたので、②の「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への要望事項について」事務局から報告して下さい。

事務局長 議案書の80ページをご覧ください。令和5年11月16日（木）から17日（金）にかけて佐賀県で開催予定の令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において要望を行うものです。事務局で検討した結果、要望を2つあげたいと考えております。いずれも内容については継続の要望です。

一つ目の要望事項は、「海区漁業調整委員会の運営について」です。

令和2年12月に改正漁業法が施行され、資源管理の取り組みが強化されるとともに漁業許可制度、漁業権制度が見直され、これまで以上に様々な課題や、それに対する検討が行われているところです。令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう次の事項を要望します。

国は、海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

二つ目の要望事項は、「改正漁業法における資源管理措置等について」です。

改正漁業法における資源管理は、水産資源の持続的な利用を確保するため資源管理目標の設定方法を最大持続生産量（MSY）をベースとする方式に変更し、これに基づきTACを設定しており、TAC対象魚種は今後拡大される予定です。漁獲制限などの資源管理措置等を行うにあたっては、漁業者の理解とともに丁寧な対応が求められることから次の事項を要望します。

資源管理目標の考え方や有効性、漁獲可能量の算定方法、漁獲制限を余儀なくされたときの経営支援策等について十分な説明と情報提供を行うとともに、関係漁業者の合意形成を丁寧に行うよう配慮すること。

以上で説明を終わります。

議長 2題とも継続の要望です。九州ブロック会議に行く可他県では外国とのトラブルがあって、その解決の要望が多いのですが、大分県は、制度の活用や指導に対する要望にしております。他に意見はありませんか。

正田委員 国に対して要望ですが、鶴見支店区画漁業権で1つの区画の中に2者が入っている区画があります。色々変更する時には2/3以上の同意をとらないとだめとなっていますが、2者だと2/3以上の同意がとれません。そこで、鶴見支店なら鶴見支店全体で養殖業を営んでいる者の2/3以上の同意とかにしてもらえないでしょうか。もめた時にどうにもならないです。そのような要望を調整委員会としてあげて欲しいのですが。

区画を広げて、漁場を広くとって、赤潮対策をしようとしたけど認められなくて。

事務局次長 正田委員の話は、行使規則の変更の手続きに行使者の2/3の同意が必要という規定内容のことで良いでしょうか。これは、法律で定められたことなので、県のレベルでどうこうできるところではありませんので、なんとか両者の同意をとってもらえない状況です。

正田委員 今回は同意したんですけど、2/3以上の同意がなかなかとれません。2者の仲が悪くて両者の同意がなかなかとれないのです。

議長 地元で調整をしてもらえないと思うのですが。

正田委員 調整がうまくいかないです。

事務局次長 行使規則については、地元の案を県が最終的に認可するという行為になります。合意形成がされていない状況では認可はできないと思います。鶴見支店と漁業管理課でまず相談して、どういう形で対応するのか話しあってはどうかでしょうか。

事務局長 鶴見地区の調整ができていないという個々の問題ですし、要望として提出した際の他県への影響など全体的なことを考慮して、海区調整委員会の要望として提出するには、もう少し議論する必要があるのではないのでしょうか。
事情があるのはよくわかりましたので、個別に検討させていただきます。

議長 続いて、報告事項③「令和5年度連合海区漁業調整委員会の開催状況及び今後の予定について」事務局から説明してください。

事務局長 議案書の81ページをご覧ください。各連合海区漁業調整委員会の今年度の開催実績と開催予定についてご報告します。

周防灘三県連合海区は8月8日に山口県庁で開催予定でしたが、台風のため、各県の会場からウェブ会議で開催いたしました。大分の会場は大分県庁です。当海区からは5名の委員の皆様にご出席いただきました。委員会では、三県漁業協定書の更新などの議案が問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が9月7日に臼杵土木事務所で開催される予定です。当海区からは4名の委員の皆様にご出席していただく予定となっており、例年どおり委員会指示の発出等の議案について審議していただくこととなっております。

次に、豊予連合海区が9月11日に臼杵土木事務所で開催される予定です。当海区からは6名の委員の皆様にご出席していただく予定となっており、例年どおりまき網入漁に関する協定の更新等の議案について審議していただくこととなっております。

82ページをご覧ください。隔年で開催しております大分・宮崎連合海区漁業調整委員会が、10月上旬に佐伯市で開催される予定です。当海区からは5名の委員の皆様にご出席していただく予定となっており、まき網漁業の相互入会に関する協定の更新等の議案について審議していただくこととなっております。

以上で説明を終わります。

議長 関係漁業者の協議は進んでいますか。

事務局長 漁業者に事前の聞き取りなどを実施して、行政間の協議を進めている状況です。

議長 他に質問はありませんか。
これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。これで委員会を終了します。

事務局長 ご審議誠に疲れ様でした。
次回委員会は11月を予定しています。日程については後日連絡させていただきます。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第20回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年8月18日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員